

令和6年12月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和6年12月19日 午後2時 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	10名				
	1番	川村 耕一	3番	池田 雄一	4番 阿久津一男
	6番	渡邊 毅	7番	小池 毅	8番 手塚幸子
	10番	佐藤 修一	11番	吉原 浩之	5番 川村光代
欠席農業委員	2番	沼尾 綾乃			9番 神山守
出席推進委員	17名				
	12番	大嶋 明男	13番	秋元 光藏	14番 北山 隆
	16番	大島一 比古	17番	酒主 学	18番 福田 重勝
	20番	福田 正明	21番	佐々木 俊久	22番 大貫 宣秀
	24番	福田 浩一	25番	福田 隆夫	23番 西巻 光次
	29番	青木 容子			27番 村上 隆
欠席推進委員	26番	大島 省吾			28番 富田 順子
傍聴人		なし			
事務局	局長	川村賢一郎	係長	吉澤喜代子	副主幹 永吉和彦
	主査	鶴見英明			副主幹 佐藤達起
農業公社	局長	常盤紀生			

- 第1 ー 議事録署名人の指名
- 第2 ー 会期の決定
- 第3 報告第26号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第27号 農地法第18条(通知)について
- 第5 推薦第13号 日光市都市計画審議会委員の推薦について
- 第6 議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第75号 日光農業振興地域整備計画の重要変更について
- 第8 議案第76号 日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について
- 第9 議案第77号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第10 議案第78号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について
- 第11 議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第12 議案第80号 非農地証明願いについて
- 第13 議案第81号 農業経営基盤強化推進法第19条農業地利用集積計画の公告に基づく決定について
- 第14 議案第82号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2農業地利用集積計画の公告に基づく決定について
- 第15 議案第83号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

局長 | それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。よろしくお願いたします。
はじめに、本日の出席委員は、農業委員11名中10名の出席であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

なお、沼尾綾乃委員から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。また、推進委員の大島昭吾委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては18名中17名の出席であります。

なお、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

ただ今から、令和6年12月 日光市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局長が朗読いたします。

(議事日程を朗読)

小 池 毅
議 局 長 長

議 長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名したいと思います。3番 池田雄一委員、4番 阿久津一男委員を指名いたします。

議 長

続いて、日程第2「会期の決定」を行います。

本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。

議 長

日程第3、報告第26号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

佐藤副主幹

総会資料1ページをお開き下さい。報告第26号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月許可書を交付しました5条申請案件は4件ございました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和6年11月21日。許可日は同じく令和6年11月21日。指令番号は日農委指令第5-33号から第5-36号で許可書を交付しております。なお、先月はこの他に4件の申請がございましたが、砂利採取法の事業認可及び都市計画法の開発許可と同日の許可となったため、12月に入ってから許可書を交付しております。これらにつきましては来月の総会にて報告をさせていただきます。以上です。

議 長

報告ではございますけれども、ご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし」との声あり)

それでは、次に移ります。

議 長

日程第4、報告第27号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(永吉副主幹挙手)

はい、永吉副主幹。

永吉副主幹

報告第27号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。

総会資料は、2から6ページとなります。

本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は資料のとおりです。申請番号の件数は38件で、申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の解約。申請番号2番から34番が市農業公社扱いの利用権の解約。申請番号3

5番から38番が農地中間管理事業の賃貸借の解約となります。

なお、今回の解約案件の5番から7番については所有権移転が予定されております。これから読み上げる番号につきまして利用権の設定が予定されております。2番・8番・9番・12番・14番・29番・32番・33番・35番・38番。以上が利用権の設定が予定されております。以上、ご報告いたします。

議 長 報告でございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし」の声あり)
それでは、次に移ります。

議 長 日程第5、推薦第13号「日光市都市計画審議会委員の推薦について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(吉澤係長挙手)

はい、吉澤係長。

吉澤係長 推薦第13号「日光市都市計画審議会委員の推薦について」ご説明いたします。総会資料22ページをお開き下さい。「日光市都市計画審議会」は、都市計画法第77条の2の規定に基づき設置され、市長の諮問に応じて、都市計画に関する事項を調査審議するものです。本案は日光市農業委員会の委員から、日光市都市計画審議会委員1名の推薦を求めるものです。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっております。以上です。

議 長 説明が終わりました。ここで皆さまにお諮りいたします。
選任についてはいかがいたしますか。

(川村耕一委員挙手)

はい、川村委員。

川村耕委員 議長一任でお願いいたします。

議 長 議長一任という声がありました。議長が指名することに異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

それでは、議長において指名いたします。

現審議会委員の池田雄一委員を指名いたします。池田雄一委員を推薦することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よりまして、日光市都市計画審議会委員には6番池田雄一委員を推薦することに決めます。

それでは、次に移ります。

議 長 日程第6、議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今回の現地調査は、意見要請活動部会が担当しております。

はじめに、川村部会長から全体説明をお願いいたします。

(川村耕一委員挙手)

はい、川村部会長

川村耕委員 今回の現地調査ですが、12月17日に2班体制で行いました。班体制ですが1班は池田雄一副会長、酒主学委員、福田浩一委員、そして、佐藤修一職務代理が対応いたしました。2班につきましては、私 川村、星野由起夫委員、富田順子委員が対応いたしました。

案件の内容ですが、3条申請が4件と、日光市農業振興整備計画の重要変更について2件。日光市農業振興整備計画の用途区分変更につきまして1件。4

条の規定による許可申請について1件。5条の規定による許可申請について2件。非農地証明が1件です。

担当者を発表いたします。3条の1番、星野由起夫委員。3条の2番、星野由起夫委員。3条の3番、同じく星野由起夫委員。3条の4番、福田浩一委員。続きまして、農業振興整備計画の重要変更につきましての1番、福田浩一委員。2番、富田順子委員。日光農業振興地域整備計画の用途区分変更につきましての1番が富田順子委員。農地法4条の規定による許可申請についての1番が酒主学委員。農地法第5条の規定による許可申請の事業計画変更申請については事務局の説明です。続きまして、農地法5条の規定による許可申請につきまして、1番が酒主学委員。同じく2番も酒主学委員。非農地証明願につきましては、富田順子委員。以上の方が発生いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

ありがとうございます。

それでは、1番について、担当委員の報告を求めます。

(星野委員挙手)

はい、星野委員。

星 野 委 員

私は総会資料23ページ、議案第74号の1番を担当いたしました。

本申請は、日光市針貝地内において売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地などは資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は県道大桑大沢線の針貝十文字から、南へ約350メートルに位置しています。

公図による説明。申請地は、登記簿地目は畑、現況は田です。譲受人は、経営農地を適切に管理しており、家族3人でニラの作付けしております。取得する農地でもニラの作付けを行う計画です。利用権はありません。なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告を願ひます。

(川村耕一委員挙手)

はい、川村部会長。

川 村 耕 委 員

受人は引き続きニラ栽培、農業をやるということで、何ら問題はないと部会の中では検討いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(手塚幸子委員挙手)

はい、手塚委員。

手 塚 委 員

手前のところに、丸い井戸みたいなところがありますが、あれは別ですか。

川 村 耕 委 員

あれは関係ないですね。

議 長

他に何かご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

議 長

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(星野委員挙手)
はい、星野委員。
星野委員 私は総会資料23ページ、議案第74号の2番を担当いたしました。本申請は日光市豊田地内において、贈与を目的とした3条申請です。申請人、申請地などは資料のとおりです。
案内図の説明。申請地は日光市消防本部今市消防署から東へ約350メートルに位置しています。
公図による説明。登記簿地目は田と雑種地で、現況は田です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で水稻、野菜などを作付けしております。取得する農地では、水稻の作付けを行う計画です。親子間の贈与で、利用権はありません。なお、農地法第3条2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議長 現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。
(川村耕一委員挙手)
はい、川村部会長。
川村耕委員 説明がありましたように、親子間の贈与ということで、引き続き農業をやるということですから、部会では何ら問題がないということで検討いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。
議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
(渡邊委員挙手)
はい、渡邊委員。
渡邊委員 中原〇〇〇というのはどこですか。
(公図により説明。)
議長 わかりました。
他に何かございますか。
(「なし」の声あり)
ないようですので質疑を終結し、採決いたします。
番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
挙手全員であります。
よって、番号2番は原案とおり許可することに決しました。
議長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。
(星野委員挙手)
はい、星野委員お願いします。
星野委員 総会資料23ページ、議案第74号の3番を担当しました。本申請は、日光市大室地内において、売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地などは資料のとおりです。
案内図による説明。申請地は県道大桑大沢線の大室十文字から北へ約600メートルに位置しております。
公図による説明。申請地は4筆あり、登記簿地目は田で、現況は田と畑です。
写真による説明。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で水稻、野菜等を作付けしております。取得する農地では野菜及びイチジクの栽培を行う計画です。利用権はありません。なお、農地法第3条第2項各号に該当

しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

（ 川村耕一委員挙手 ）

川村耕委員 はい、川村部会長。

売買後も受人は、この前の写真でイチジクが植わっていましたが、今もイチジク栽培をされていて、取得後もイチジク栽培をするということですので、部会では何ら問題はないだろうということに検討いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで意見要請活動部会以外の皆様のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（ 「なし」の声あり ）

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号3番については、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

はい、挙手全員であります。

よって、番号3番は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、番号4番について、担当委員の報告を求めます。

（ 福田浩一委員挙手 ）

福田浩委員 はい、福田委員。

私は総会資料23ページ、議案第74号の4番を担当しました。

本申請は、日光市大沢地内において、贈与を目的とした3条申請です。申請人、申請地等については資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は3筆あり、日光市立大沢小学校から北西へ、それぞれ1.1キロメートルから1.6キロメートル。

公図による説明。申請地は3筆で、登記簿地目は田と畑、現況は田です。譲受人は耕作農地を適切に管理し、家族3人で水稲とソバを作付けしています。農地取得後は、水稲とソバの作付けを予定しております。利用権はありません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。これが写真です。これが2ヶ所目、3ヶ所目は広いですが、この部分だけが該当します。以上です。

議 長 次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告願ひます。

（ 池田委員挙手 ）

池田委員 はい、池田副会長。

説明のとおりですが、今までも水稲とソバをこの土地に作付けしていたということで、この先も、水稲、ソバ等を作付けるということで、部会内で検討した結果、許可相当であるということになりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、意見要請活動部会以外の皆さま方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

（ 吉原委員挙手 ）

はい、吉原委員。

吉原委員 この写真の確認ですが、たぶん水無地内の基盤整備をやった場所だと思いますが、写真を見る限り〇〇〇地番は、赤線以外のところの圃場の一部に見えます。これは〇〇〇番地以外は、申請者の圃場の一部と考えたらいいのでしょうか。

福田浩委員 その前から借りていて、たぶん基盤整備した時に含めたというかたちになっているのかなと思います。

議長 他に何かありませんか。
(渡邊委員挙手)
はい、渡邊委員。

渡邊委員 親子関係なのですか。

川村耕委員 この関係は親子ではないですが、親の代以前から、この土地をお願いして作っていたものです。本人は書いてあるように群馬なので、群馬から来て作業をするといった部分と、以前から借りていた部分なので、それで贈与ということで、そのまま作ってくださいというわけとなっております。

議長 他に何かございますか。
(「なし」の声あり)
それではないようですので、質疑を終結いたします。
番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
挙手全員であります。
よって番号4番は、原案のとおり許可することに決めます。

議長 日程第7、議案第75号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
(福田委員挙手)
はい、福田委員。

福田委員 私は総会資料24ページ、議案第75号の1番を担当しました。
本申請は、日光市長畑地内において、貸駐車場及び無人直売所を目的として、農業振興地域整備計画の農用地域から除外をする案件です。申出人及び申請地等は資料のとおりです。
案内図による説明。申請地は長畑、落合西小学校から北西へ約350メートル。
公図による説明。登記簿地目は畑、現況は雑種地です。周囲の状況は東側は道路、西側は青地、南側は道路、北側は田です。
現地には申請人、行政書士が立ち会いました。当該地域は、現に20年以上にわたり、店舗の駐車場及び無人直売所として利用されています。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理をします。今回は非農地証明願いをするため、農用地除外申請をするものです。なお、平成12年の空中写真が添付されており、20年以上にわたり、駐車場及び直売所として利用されていることが確認できます。以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われま。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告をお願いします。
(池田委員挙手)
はい、池田副部長。

池田委員 こちらは20年以上駐車場として使っておりました。これからも駐車場として使っていくということで、部会内で話し合った結果、許可相当であるという

議	長	<p>ことになりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>報告並びに現調査後の部会報告が終わりました。</p> <p>ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、挙手全員であります。</p> <p>よって番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。</p>
議	長	<p>続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。</p> <p>(富田委員挙手)</p> <p>はい、富田委員。</p>
富田委員		<p>私は総会資料24ページ、議案第75号の2番を担当しました。</p> <p>本申請は、日光市柄倉地内において、露天木材置き場および林業資機材等の保管場所を目的として、農業振興地域整理計画の農用地域からの除外をする案件です。申出人、および申請地等は資料のとおりです。</p> <p>案内図による説明。国道121号線栗原交差点から北西へ約2キロメートルに位置しています。</p> <p>公図による説明。登記簿地目は畑、現況は雑種地です。周囲の状況は東側が山林、西側が畑、南側は青地、北側は宅地です。</p> <p>土地利用図による説明。現地には申出人と土地所有者の夫が立ち会いました。申請地を木材置き場と林業資機材の保管場所にする計画で、杭打ちがしてありました。ピンクの位置が露天木材置き場です。こちらは資機材の保管場所を予定しております。給排水はありません。雨水は敷地内浸透とします。畑だったそうですが、長年かなり放置しておいたのでこのような状態でした。なお、農振除外後は、農地法第5条の農地転用を申請予定です。以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告願ひます。</p> <p>(川村耕一委員挙手)</p> <p>はい、川村部会長。</p>
川村耕委員		<p>今、説明がありましたとおり、見るからに雑種地、雑木が生えているような状態で、部会においては許可相当ではないかということで検討いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>報告並びに現地調査後の部会の報告が終わりました。</p> <p>ここで、意見要請活動部会以外の皆様のご意見・ご質問をお受けいたします。</p> <p>(大貫委員挙手)</p> <p>はい、大貫委員。</p>
大貫委員		<p>所有者と利用者の方のお名前が違うのですが、今後許可が出た場合に、農地転用を申請してからは、賃貸借でこの農地を利用するのでしょうか。それとも、売買とかそういった計画は確認してあるのでしょうか。</p>
議	長	<p>(佐藤副主幹挙手)</p> <p>はい、佐藤副主幹。</p>

佐藤副主幹	おっしゃるようにこちらは記載の誤りです。現時点では、利用者というのは具体的におりませんで、所有者が管理しているというものになりますので、利用者の本来入るべきところというのは、所有者のものかと思えます。こちらの誤りで申し訳ありませんでした。
議長	他に何かございませんか。 （ 「なし」の声あり ） ないようですので質疑を終結し、採決いたします。 番号2番について、原案のとおり変更妥当することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （ 全員挙手 ） 挙手全員であります。 よって、番号2番は、原案のとおり変更妥当することに決しました。
議長	日程第8、議案第76号「日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。 （ 富田委員挙手 ） はい、富田委員。
富田委員	総会資料25ページ、議案第76号の1番を担当しました。 本申請は、日光市町谷地内において、管理棟、道路、駐車スペースを目的として、農業振興地域整備計画の用途区分の変更をする案件です。申出人、および申請地等は資料のとおりです。申請地は、轟小学校から南へ700メートルに位置しています。登記簿地目は山林、現況は畑です。周囲の状況は東側は畑、養豚場、西側は道路、南側は道路、北側は青地です。現地には行政書士が立ち会いました。今回の申請理由は、申出人は平成9年に設立された家畜、豚の生産販売を主な目的とした法人であり、日光市内に3カ所の農場を保有し、親豚約560頭を飼育しています。現時点では、もし伝染病が出た場合、いくら3カ所が離れていてもすべての豚を殺処分しなければなりません。そこで、3カ所それぞれにシャワー室、更衣室を備えた管理棟を建築することで、殺処分の頭数を抑えたいというのが申請理由です。敷地内には、建築面積100.2平方メートルの管理棟と、駐車スペース、道路を設置する計画です。給排水ですが、上水は上町谷水道組合の施設水道があるので接続して、下水は合併浄化槽で処理後に敷地内処理します。雨水は敷地内自然浸透です。今回、ポールが4カ所立っておりまして。行政書士の方は、防護服に白い長靴で私たちを出迎えてくれました。私たちの分の長靴と防護服が用意されていたのですが、道路からもこのポールが確認できましたし、防疫上の観点から傍までは行きませんでした。かなり伝染病については気を使っているなと感じました。こちらは段が低くなっているのですが、そこは雨水などが多く出た場合には、配慮を検討しているというお話でした。用途区分変更後は、農地法第5条の農地転用を申請予定です。
議長	次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告願います。 （ 川村耕一委員挙手 ） はい、川村部会長。
川村耕委員	今、説明がありましたとおり、伝染病予防のための施設を造るということで、行政指導が入っての形だという部分であります。農場が3カ所あるのですけれども、いずれ3カ所ともこういう施設を造る予定でいるみたいですが、あとの2カ所については農地ではないので、農業委員会にはかからないそうです。部会では何ら問題はないということで検討いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議 長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (神山委員挙手) はい、神山委員。
神 山 委 員	この写真と図面みたいなものがありました。今、赤枠のところ申請地だと思のですが、その他は今後このような施設というか。
川 村 耕 委 員	畜舎は現に建っています。
神 山 委 員	さっきの写真は何ですか。
川 村 委 員	写真をもう1回出してもらっていいですか。この向こう側に畜舎が建って、見えない部分でも畜舎が周りに建っています。現に畜舎がありまして、左側も新しい畜舎が建っています。ハウスは別の人ですけれども、ハウスの向こう側は新しい畜舎が2棟建っています。
富 田 委 員	周りの土地も、この畑だけ別の方で、法人の農地だそうです。
議 長	他に何かございますか。 (「なし」の声あり) ないようですので質疑を終結し、採決します。 番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 挙手全員であります。 よって番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決めます。
議 長	日程第9、議案第77号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。 (酒主委員挙手) はい、酒主委員。
酒 主 委 員	私は総会資料26ページ、議案第77号の1番を担当しました。 本申請は、日光市山口地内において、農作業所の建築を目的とした4条申請です。申請人、および申請地等は資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は国道119号線山口交差点から南東へ約1.1キロメートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は宅地、現況は畑です。周囲の状況は、東側は畑、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地です。 土地利用図による説明。申請人1名、行政書士1名が立ち会いました。申請地を農作業所に利用する計画で、杭打ちがしてありました。給排水はありません。雨水は敷地内自然浸透処理します。申請地に114.4平方メートルの軽量鉄骨造の農作業所を建築する計画です。申請者は現在30ヘクタールの農地に稲作、大豆、ソバを耕作しています。そのため近年の事業拡大により、作業スペースが不足しているため、今回の申請に至りました。 申請地の写真。この奥にあるのが申請者の現在の作業所になっております。これでは全然足りないということでもあります。以上のことから、周りに及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議のほどお願いします。
議 長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告願います。 (池田委員挙手) はい、池田副部長。
池 田 委 員	説明のとおりでして、今も30ヘクタールという大規模経営で、これからも

規模が増えていくということです。その地域の大切な農業経営者で、しっかりとやっていくということですので、部会内で検討した結果許可相当であるということでもありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

池田委員 着工は、まだしていません。あそこには物置として資材が置いてあります。

酒主委員 これが現況、畑です。今現在は堆肥とか資材が置いてあります。申請が下りてから着工するということをしていました。

議長 他にご質問はございますか。
(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑を終結し、採決したいと思います。
番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
挙手全員であります。
よって番号1番は、原案のとおり許可することに決めます。

議長 日程第10、議案第78号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について」を議題とし、番号1番について、事務局の説明を求めます。
(佐藤副主幹挙手)

佐藤副主幹 はい、佐藤副主幹。
総会資料27ページ、1番の案件についてご説明いたします。
本申請は宅地分譲を目的としまして、令和6年6月20日付、日農委指令5-15号により、農地転用の許可を受けた案件であり、変更内容は事業の承継および土地利用計画および工期の変更となります。
変更理由ですが、許可後に承継者から隣接地である〇〇〇番地という土地が東側にございますが、こちらと一体で宅地分譲を行いたいという旨の申し出がありました。協議の結果、そのほうが当初の計画よりも土地の利便性が高まるということもありまして、承継者に当該地を譲渡することになったものです。
内容としましては、左側に写っておりますのが当初の計画となります。左側の〇〇〇番地だけを用いまして、2区画の分譲を予定しておりましたが、今回は右側の〇〇〇番地と合わせまして、中に道路を新設する6区画での分譲となります。本来であれば、当初の5条許可を取り消しまして、新たな申請に入るべきところですが、今回は転用目的が同じであること。またすでに土地購入代金の支払い、および所有権移転登記まで完了済みであったことから、事業計画の変更による承継という手続きを取っております。
なお、今回は土地利用計画が隣接地と一体のものに変更となりますので、こちらの事業計画の変更と併せまして、農地法第5条の申請も行われております。そちらにつきましては、議案第79号に上げさせていただいており、担当委員からご説明をいただく予定です。

議長 説明が終わりました。
ここで、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし」の声あり)

議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号1番について、原案のとおり変更することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)
 挙手全員であります。
 よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当することに決めます。

議 長 日程第11、議案第79号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
 番号1番、2番は関連しますので、一括して担当委員の報告を求めます。

酒 主 委 員 (酒主委員挙手)
 はい、酒主委員。
 私は総会資料28ページ、議案第79号の1番、2番を担当しました。
 本申請は、日光市千本木地内において、売買により宅地分譲を目的とした5条申請です。譲渡人、譲受人および申請地等は資料のとおりです。この2件は同一の譲受人により一帯の土地利用がなされるため、まとめて説明をさせていただきます。
 案内図による説明。申請地は東原中学校から西へ150メートルに位置しています。
 公図による説明。登記簿地目は共に畑、現況は1番が畑、2番が田です。周囲の状況は、東側は青地を挟んで宅地、西側は宅地、南側は道路、北側は水路と青地です。
 土地利用図による説明。現地には譲渡人2名、譲受人1名、行政書士1名が立ち会いました。申請地を宅地分譲に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は道路に雨水浸透層を設置し浸透処理します。こちらの道路の下に浸透層を造ります。今回は全体で1,000平方メートル以上の面積となりますので、都市計画法の開発許可の申請も12月10日に併せて行っております。1番、2番を合わせて6区画の宅地、道路、ごみステーションを整備する計画です。周囲にはコンクリート擁壁を設置し、道路側はコンクリートの縁石を設置します。
 写真の説明。こちら手前が1番、奥が2番。2番のほうは田になっております。前面が道路です。以上のことから周囲に及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告願います。

池 田 委 員 (池田委員挙手)
 はい、池田副部長。
 酒主委員の説明のとおりでして、周りに及ぼす影響もないだろうということですので、部会内で話し合った結果、許可相当ということになりましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見、ご質問等をお受けいたします。
 よろしいですか。

議 長 (「なし」の声あり)
 それでは質疑を終結し、採決いたします。
 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (全員挙手)
 挙手全員であります。
 よって番号1番は、原案のとおり許可することに決めます。

議 長 続きまして、番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委

		<p>員の挙手を求めます。 (全員挙手) 挙手全員であります。 よって番号2番についても、原案のとおり許可することに決めます。</p>
議	長	<p>続いて日程第12、議案第80号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。 (富田委員挙手)</p>
	富田委員	<p>はい、富田委員。 私は総会資料29ページ、議案第80号の1番を担当しました。 本申請は日光市大沢地内において、宅地として利用しています。願出人、願出地は資料のとおりです。願出地は、栃木県立今市工業高等学校から南西へ約200メートルに位置しています。願出地の登記簿地目は畑です。願出地は昭和55年頃に宅地として造成し、昭和60年頃に倉庫を建築し、隣接宅地〇〇番地および〇〇〇番地とともに一帯的に宅地として利用しています。願出地〇〇〇番地にある納屋は昭和55年以前より存在しています。平成7年撮影の空中写真が添付されており、29年以上宅地として経過しております。こちらが倉庫で、東側に住宅が建っております。ゆくゆくは、こちらに娘さんの家を建てるそうです。今回申請があったところは、家の前からずっと、それと納屋、かなり段差があります。畑に作物をいろいろ作っている様子でした。 以上のことから、証明することに問題がないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告願います。 (川村委員挙手)</p>
	川村耕委員	<p>はい、川村部会長。 説明がありましたとおり、空中写真でも29年以上経過しているということで、写真で見る限り宅地で、農地ではない状況です。石垣がある向こう側にも小屋がありまして、以前は養豚をやっていたということで、小屋として使っていて、農地ではないということです。前のハウスは、今後も農地として野菜を作っていくそうです。段差が2メートル以上ありまして、かなり大変なところではあります。部会として検討した結果、何ら問題はないということで、ご審議のほどよろしくお願いいたします</p>
議	長	<p>報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。</p>
		<p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>それでは質疑を終結し、採決します。 番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。</p>
議	長	<p>日程第13、議案第81号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (永吉副主幹挙手) はい、永吉副主幹。</p>

永吉副主幹

議案第81号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を説明いたします。

本議案については、旧法である農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議をお願いするものです。

また、当該法律は旧法ではありますが、地域計画策定までの経過措置として行うものです。今月は所有権移転と利用権設定の案件がございます。

まず、所有権移転の案件になります。総会資料は30ページから32ページとなります。今月の件数は4件、面積合計は12筆で13,816平方メートルとなります。譲渡人・譲受人の住所・氏名および土地の表示等は申請のとおりとなります。

次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は33ページから88ページになります。説明の前に訂正がございます。66ページのNo.55の右から2列目の上から2段目、主食一等米5,581キログラム／10アールとありますが、64キログラムが正しい数字です。続きまして67ページのNo.56の右から2列目の上から2段目、主食一等米65キログラム／10アールとありますが、これも64キログラムが正しい数字です。お詫びして訂正いたします。

説明に入ります。件数は93件、面積合計は442筆で、670,850.30平方メートルとなります。内訳は申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の更新、申請番号2番から93番が日光市農業公社扱いの案件で、新規が42件、更新が50件となっております。設定をする者（貸人）・設定を受ける者（借人）の住所・氏名および土地の表示等は申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、旧法である農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。

議長

説明が終わりました。

まずはじめに、議案書61ページ40番、41番について、審議いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、11番吉原浩之委員の退席を求めます。

（吉原浩之委員退席 午後3時15分）

議長

それでは、40番、41番について、ご質問等ございましたらお受けいたします。

（「なし」の声あり）

質疑を終結し、採決いたします。

議案第81号のうち、40番、41番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第81号のうち、40番、41番については、原案のとおり決定することに決めます。

議長

ここで、吉原浩之委員の着席を認めます。

（吉原浩之委員着席 午後3時17分）

議長

次に、議案第81号のうち、40番、41番以外の案件について審議いたします。それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

（佐々木委員挙手）

はい、佐々木委員。

佐々木委員

更新がかなりありましたけれども、更新に至らず担い手が見つからなくて、宙に浮いている案件はありますか。

議 長 (常盤局長挙手)
はい、常盤局長。

常 盤 局 長 担い手が見つからないというのは特にはないのですが、各場所ごとで耕作環境が悪い急傾斜地とか中山間地で野生鳥獣被害が多いところは、どうしても見つからないことがございます。あと実際に存在しますのは、遠隔地でポツンと一か所だけではなかなか担い手の方も敬遠してしまって、続きのところであれば比較的スムーズにやっていただけるのですが、ゼロというわけではないですけども、今のところおかげさまで担い手の方からも、将来的に耕作物を拡大したいので、何かありましたら事例の紹介をよろしくお願ひしますと言っただけのところがございます。課題といたしましては、担い手の方も高齢になっておりますので、地域計画の10年後の農地設計を見越しまして、公社といたしましても担い手育成に努めていきたいと思っております。

議 長 他に何かご質問ございますか。

(酒主委員挙手)

酒 主 委 員 はい、酒主委員。
42番なのですが、受人の方の経営面積とかがゼロなのですが、これは問題ないのでしょうか。例えば4番なのですが、これは、新しく法人にしたので実績がないのはわかるのですが、42番の方の実績というか経営面積がないので、これはどのようになっているのでしょうか。

議 長 (常盤局長挙手)
はい、常盤局長。

常 盤 局 長 42番でございますが、最近農業経営をなさっていた親御さんが亡くなりまして、まだ移譲していないのかなと思っておりますが、この方も含めまして、家族経営として今まで農業に従事しておりました実績がございますので、特に支障はないかなと考えております。

議 長 他に何かご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

議 長 ないようですので質疑を終結し、採決いたします。
議案第81号のうち40番、41番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)
挙手全員であります。
よって、議案第81号のうち40番、41番以外の案件については、原案のとおり決定することに決めます。

議 長 日程第14、議案第82号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(永吉副主幹挙手)

永 吉 副 主 幹 はい、永吉副主幹。
議案第82号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」をご説明いたします。
本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した農用地利用集積計画（案）を決定するために審議を求められています。
総会資料は89、90ページになります。件数は3件で、面積合計は6筆、15,873.00平方メートルとなります。設定をする者（貸人）・設定を受

ける者（借人）の住所・氏名、土地の表示等は申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。
（川村耕一委員挙手）

川村耕委員 はい、川村部会長。

議長 局長に聞きたいのですけれども、2番、3番で農事組合法人が出てきていますけれども、差支えなければ代表者、またはこれらの規模をお伺いします。
（常盤局長挙手）

常盤局長 はい、常盤局長。

議長 登記されている事項なので、お教えしても問題ないかと考えています。代表は〇〇〇〇さんという方でございます。設立が平成30年1月に設立されまして、まもなく7年を迎えるような企業でございます。経営規模は農事組合法人でございますので、発起人および役員が3名で、季節的に臨時雇用の方が1名と聞いております。専従は代表の方1名でございます。作物につきましては、水稲、大麦、ソバの複合系ということで、現状及び将来的にもそういった計画と聞いております。余談でもございますが、代表の〇〇さんは、平成24年から2期6年の農業委員を務めた歴任がございます。あとは、〇〇様個人と当該法人両方で認定農業者となっております。以上でございます。

川村耕委員 よろしいでしょうか。

議長 ありがとうございます。これからは農地の貸し借りで、そういう法人があれば少しずつそういう方が受けていただけるのと、大桑以外小佐越辺りも入ってきているんだと思うのですけれども、だんだんやれる方がいなくなってくるものですから有難いと思います。

議長 それでは、他にご質問等ございますか。
（「なし」の声あり）

議長 ないようですので、これで質疑を終結いたします。
議案第82号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議長 挙手全員であります。
それでは、次に移ります。

議長 日程第15、議案第83号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
（永吉副主幹挙手）

永吉副主幹 はい、永吉副主幹。

議長 議案第83号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」のご説明いたします。

議長 総会資料は91、92ページになります。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による日光市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について農業委員会の意見を求められています。

議長 当案件は、農地バンクを通して中間管理権を設定し、新たな借り手へ賃借権を設定するものです。面積は3筆で13,124.00平方メートル、受人の対象者数は3名です。

議 長 権利の設定を受ける者の住所・氏名および土地の表示等は記載のとおりです。ご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし」の声あり)

議 長 それでは、質疑を終結し、採決します。
議案第83号について、原案のとおり同意することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
挙手全員であります。
よって、議案第83号については、原案のとおり同意することに決めます。

議 長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。
これをもちまして、令和6年12月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。
(閉会 午後3時29分)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

3 番 委 員

4 番 委 員